

日 程	平成 29 年 4 月 24 日(月)・25 日(火)
視 察 先 及 び 調 査 項 目	岐阜県 高山市 (24 日 : 13 時 30 分～16 時) ・議会基本条例について ・常任委員会のあり方について
	岐阜県 可児市 (25 日 : 9 時 30 分～12 時) ・議会基本条例について ・常任委員会のあり方について
参加委員等	上野修身議長、岸田圭一郎委員長、尾関善之副委員長、伊藤清美委員、 上羽和幸委員、亀井敏郎委員、小杉悦子委員、鯛 慶一委員、 林 三弘委員、眞下隆史委員

調 査 概 要

◎岐阜県 高山市

対応者：高山市議会 議会運営委員長、議会事務局次長

(1) 議会基本条例制定の概要等について

平成 17 年の市町村合併時の議員定数の見直しを契機として、平成 21 年から「議会改革等に関する特別委員会」を設置し、平成 22 年 2 月には、「高山市議会のあるべき姿」、「あるべき姿を実現するための 3 つの基本理念」を制定し、平成 22 年の議員定数・選挙区の決定を受けて、平成 23 年にこれまでの実践を踏まえた内容とともに、議論する議会、政策提言の実施を明確にした議会基本条例を制定された。

※あるべき姿：高山市議会は、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれたた議会をめざす

※3 つの基本理念：

- ①市民の代表機関としての議会
- ②二元代表制の一翼を担う議会
- ③議員間の討議を重視し、議会としての合意形成を図る

議会基本条例を制定することで、市民に開かれた議会、市民に寄り添う議会の構築が図れ、二元代表制として、議決責任、合議体としての役割をしっかりと果たすことが形づくられた。また、議会の審査能力や調査能力が向上し、制定前の内向きの議論から、制定後は外向きの議論ができるようになり、議会が市民と一っしょになって取り組んでいく姿勢が見い出せた。

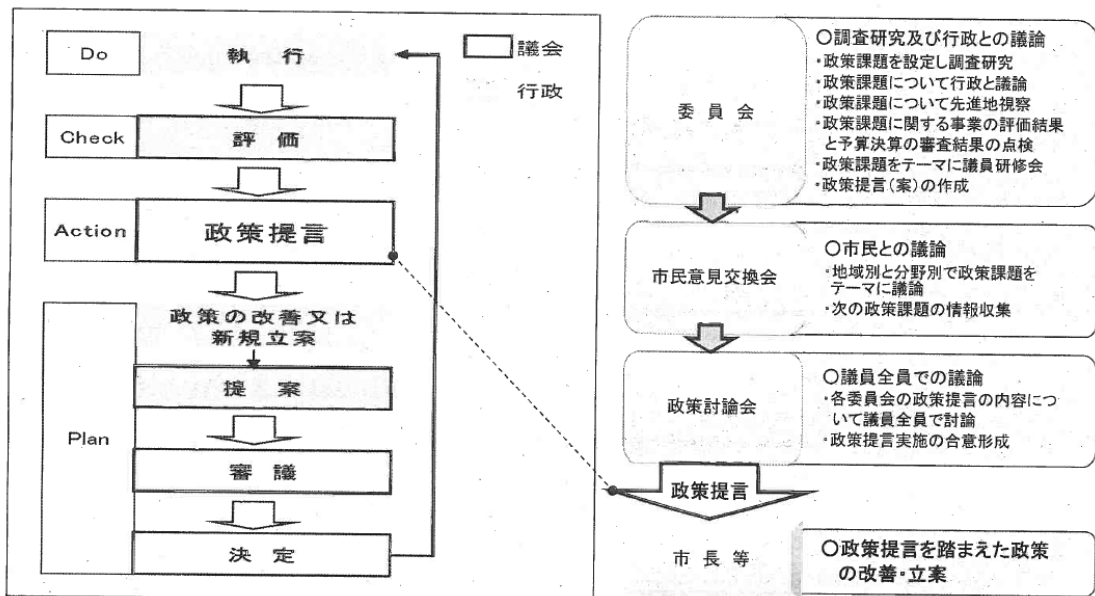
(2) 委員会における議員間討議の活用や政策形成について

高山市議会は、執行機関のマネジメント・サイクルにおいて、決定・評価の部分を担っており、この決定や評価のプロセスを透明化し、議会活動を市民に理解してもらえるよう、委員会活動を中心に決定前の審議、評価後の改善・立案を執行機関に求める政策提言を行っている。

このため、審査の形骸化を回避するため、事前協議を取りやめ、市民に深く関わる重要な議案は、議員間討議を活用して、共通認識を図り、審査を充実させている。また、会派間の調整ではなく、3つの常任委員会において、市民との意見交換会などで政策課題を把握し、毎月定例的に各委員会を開催して、7つの論点を明らかにするための議員間討議を行っており、情報や市政の課題等の共通認識を図っている。各委員会での政策課題を討議後、議員全員で討議する政策討論会を経て、最終的に全会一致となった政策を市長に提言している。

※7つの論点：政策立案の背景、提案に至るまでの経緯、他市との比較検討、市民参加の有無等、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算

委員会活動を中心とした政策形成サイクル



政策の立案～決定～執行～評価～改善～立案という市の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っています。決定の前には「審議」、評価の後には改善・立案を行政に求める「政策提言」を行います。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるPDCAサイクルのAction(改善)を促し、高山市の政策水準を向上させます。この政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う機関である委員会を中心に行い、市民意見交換会や議員研修会、政策討論会などの取り組みを通じて、政策提言の妥当性や説得力等を高めます。

9

(3) 質疑応答 (主なもの)

- ・ 「議会基本条例制定の市民への周知方法のポイントについて」の問いに対し、「議会が市民に理解されるためには、積極的に広報する機会を増やし、発信していく努力が必要である」との答弁
- ・ 「地域別や分野別の意見交換会での意見を政策提言につなげるにはどのような整理が行われているのか」の問いに対し、「広報広聴委員会が意見を集約して、3常任委員会の案件ごとに仕分けし、各委員会において、議会への政策課題意見を中心に2, 3項目の政策課題を絞り、政策の提言に結びつける活動を行っている」との答弁
- ・ 「議員間討議をする判断基準等について」の問いに対し、「案件に対し、行政に対する質疑が活発に行われるものを議員間討議を行う判断基準として、議員間討議を行う場合は、副委員長が発言を聞き取り、最終的に委員長が討議の内容をまとめ上げる」との答弁

◎岐阜県 可児市

対応者：可児市議会 議会運営委員長、議会事務局総務課長

(1) 可児市議会の議会改革における基本的な考え方等について

二元代表制としての議会と市長との関係については、「車の両輪」ではなく、自動車教習所の教習車の運転手と教官の関係であり、常に是々非々の関係であること。議員は、「市民の代理」ではなく、「市民の代表」であることから、市民の声を聴いて、執行機関が気づかないことを拾い上げ、政策提言に結びつけるなど、常に執行機関と対等な議事機関としての責任をしっかりと果たしていくこととしている。

また、「丁寧な議会審議」こそ、住民投票では代替できない議会の機能であり、塾議型議会となるようにしている。

(2) 議会改革の経過の概要

平成20年から市内の大学と連携し、議員の資質向上を図っている。また、市議会の現状を把握するため、5年に一度、20歳以上の市民2,000人を抽出し、議会改革のためのアンケート調査を実施した結果、議会に対する厳しい意見を受け、議会改革を進める必要性を認識し、議会改革に取り組んだ。

(3) 議会基本条例について

議会基本条例は、市議会としての理念であり、議会憲章に当たるものであることから、制定すべきである。

内容は、市民の満足度を図ることを基本に考え、しっかり議論を重ねる。

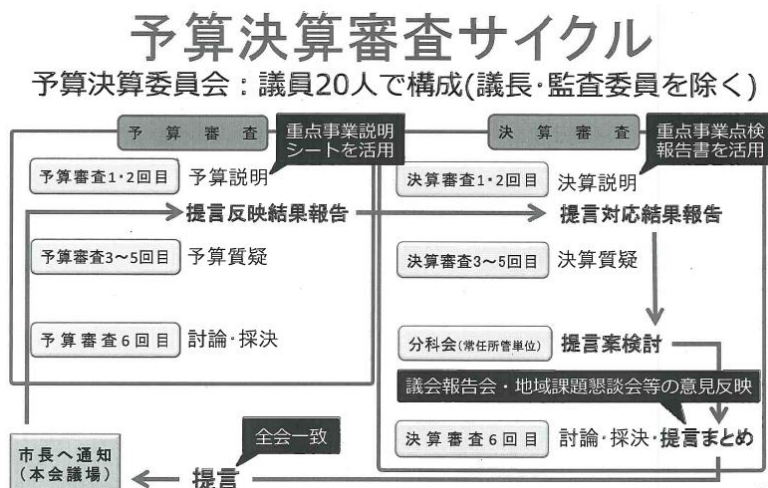
条例制定の検討の際、先例・申し合わせの整理を行う。

(4) 議会運営サイクルについて

議員任期4年において、議長マニフェストの作成や議会課題に基づいて活動し、次年度へ引き継ぐため、毎年、議長職による引き継ぎ事項を作成している。

(5) 予算決算審査サイクルについて

市民福祉の向上を図るため、懇談会（地域・各種団体）や議会報告会（春・秋）において、市民の意見を聴き、予算決算の審査においては、PDCAサイクルをしっかりと回すこととして、市民の意見を次年度の予算に反映させるため、決算審議に重きを置いた審査を行っている。



(6) 質疑応答（主なもの）

- 「市長提案の議案を議員間討議する場合、どのような方法で合意形成を図っているのか」の問いに対し、「論点がしっかりと抽出でき、市民福祉の向上に関わる条例案については、必ず、質疑の後に議員間討議を実施することとしている」との答弁
- 「議会基本条例を参考とした市について」の問いに対し、「西脇市、所沢市、会津若松市を参考とした経過があるが、①議員間討議の活用②参考人招致の活用③議会報告会の実施の3つについては、努力義務ではなく、必ず実施する旨、議会基本条例に入れた方がよいのではないか」との答弁
- 「議会活動を市民にどのように広報しているのか」の問いに対し、「『見える化』『見せる化』など露出する機会を増やすようにしている」との答弁